

仕様書

1 案件名称

令和7年度 局事業に係る広報用動画コンテンツ作成業務委託

2 業務目的

健康局では、施策や事業等について、広報紙やホームページなど各種媒体を用いて情報発信に努めており、その手段の一つとして、動画を活用した視覚的に伝わる広報を実施している。

現在、各所属においても動画を作成する機会が増えているが、これらの動画の質を向上させるため、本事業により、伝わりやすさ、見やすさ等を向上させた効果的な動画を作成し、情報発信することで、市民へわかりやすく健康局の施策や事業等の情報を提供し、各事業の認知及び市民のヘルスリテラシーの向上につなげることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 動画コンテンツの作成・編集

発注者が提供する健康局の施策や事業等に係る情報をもとに、デジタルサイネージやYouTube等で放映するための動画コンテンツを作成・編集する。

ア コンテンツの作成・編集の種類

発注者から提供する文字情報や動画・画像データなどから動画を作成する。BGMやナレーション、字幕などは発注者と協議の上、必要に応じて入れること。

※コンテンツ1つあたりの動画の時間は、15秒から90秒程度を基本とするが、内容に応じて発注者と協議の上決定する。

イ 提供する情報

施策や事業等の内容に関する情報または動画作成素材は、発注者よりExcel、Word、PDF、MP4等の形式で電子メールで提供する。

ウ 素材の収集

動画の作成にあたっては、イのほか、必要に応じて動画に必要なグラフィック等の制作を行う。

エ 作成数

9本（動画コンテンツ1つにつき、横型15秒動画・縦型15秒動画・横型30～90秒動画を作成する）

オ 作成する動画コンテンツ

①「骨粗しょう症検診受診勧奨」

骨粗しょう症検診受診率の上昇を目的とした受診勧奨動画を作成する。

（参考）[「骨粗しょう症検診を受けましょう（大阪市ホームページ）」](#)

②「高齢者向けペット飼養啓発事業」

高齢の飼い主が自身にもしものことがあった場合でもペットが行政に引き取

られ、殺処分されないよう準備する必要があることを訴える動画を作成する。

(参考)「[あなたにもしもの事が起きたらペットは大丈夫?](#)」

「[大阪市『ペットもしもの安心カード』を作成しました](#)」

「[大阪市『多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業』を開始しました](#)」

③「HIV 及び性感染症検査受診勧奨」

大阪市保健所感染症対策課において実施している HIV や性感染症検査の受診を促す動画を作成する。

(参考)「[HIV/エイズ・性感染症 検査情報（大阪市ホームページ）](#)」

※参考：過去に本市で作成した動画

①「[がん検診受診動画（60 秒版）](#)」（[大阪市健康局 YouTube チャンネル](#)）

②「[熱中症予防啓発動画](#)」（[大阪市健康局 YouTube チャンネル](#)）

(2) 工程

ア 情報提供

4 (1) イにより、コンテンツ作成に必要な情報・素材を提供する。

イ 企画・構成・演出

発注者と協議の上で受注者が企画・構成及び絵コンテを作成する（イラスト・レイアウト・アニメーションなどのイメージ）。

ウ グラフィックの制作

必要に応じて4 (1) ウに基づいたグラフィックの制作を実施する。

エ 動画コンテンツ等作成

発注者から提供する情報・写真・動画・キャッチコピー・アニメーション・イラストなどを組み合わせて動画コンテンツを作成する。

オ スケジュール（予定）

(ア) 12 月上旬 発注者は動画作成企画書及び動画作成にかかる資料等を受注者へ提供する。

(イ) 12 月中旬 作成動画台本・絵コンテの提出

(ウ) 1 月中旬 コンテンツ案の提出

(エ) 2 月上旬 コンテンツ案の第 1 回校正

(オ) 2 月中旬 コンテンツ案の最終校正

(カ) 3 月上旬～3 月末 納品予定

カ その他

動画コンテンツは、著作権・肖像権等に配慮し、SNS 等にアップロードできる内容であること。また、動画コンテンツへ使用するために発注者から提供を行った写真や動画等を加工する場合は、発注者の許可を得ること。

5 成果物

作成した動画コンテンツを次のとおり提出すること。

(1) 納品内容

作成した動画データを動画コンテンツごとに CD-R 又は DVD-R により 1 部納品すること。なお、事前に納品媒体のウイルスチェックを確実に行うこと。また、素材・絵コンテ・音声データ等（制作上、未使用部分の映像や画像データを含む。）もあわせて納品すること。

（２） 規格

ア 解像度

1,920dpi×1,080dpi

※上記を基本とするが、掲載媒体により異なる場合は本市の指示に従うこと。

イ 容量

500MB 程度（内容によって変動するため随時調整とする。）

ウ ファイル形式

動画のデータ形式は、YouTube 等に投稿可能な MP4 形式とし、アスペクト比は 16:9、ビットレートは 8～15Mbps、最大フレームレートは 30fps とすること。（内容によって随時調整とする。）

6 第三者の権利侵害

受注者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受注者が負うものとする。

7 経費負担区分

業務遂行にあたって必要となる経費については、すべて本業務委託の委託料に含めるものとし、別途請求は行わないこと。

8 再委託に関する遵守事項

- （１） 本業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 動画編集業務、成果物の作成にかかる業務等

ウ コンテンツのデザイン・レイアウト

- （２） 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- （３） 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- （４） 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分

の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

9 その他特記事項

- (1) 成果物の著作権、著作権は発注者に帰属することとする。
- (2) 守秘義務等、別途契約書に定める事項を遵守すること。
- (3) その他の詳細な事項については、発注者と事前に十分協議すること。
- (4) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義のある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (5) 本仕様書に定めのないこと及びその他この契約に関して疑義が生じたときは、その都度発注者と協議の上決定すること。
- (6) 別途特記仕様書に定める事項を遵守すること。

10 発注担当者及び納品先

健康局総務部総務課（担当：岩本）

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 2 階

電話：06-6208-9949、ファックス：06-6202-6967

E-MAIL：fc0001@city.osaka.lg.jp

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること